

『千葉県青少年女性会館』の概要

H23.4.1

1 設置目的

千葉県青少年女性会館は、青少年及び女性に対し文化活動の場を提供することにより、青少年の自立性及び連帯性の伸長並びに女性の社会活動の促進を図ることを目的として千葉県が設置した施設です。

2 所在地

千葉県稲毛区天台6丁目5番2号

TEL：043（287）1711 FAX：043（251）0849

ホームページ：<http://www1.ocn.ne.jp/~cpywa/>

3 施設内容

(1) 面積：敷地面積 6,124.36 m² 建築面積 1,438.04 m² 延床面積 4,675.09 m²

(2) 会議室等の施設

ア会議室等：ホール（椅子 400 人・机 200 人）、視聴覚室（椅子 60 人・机 54 人）、

第1会議室（16 人）、第2会議室（24 人）、第3会議室（70 人）、

多目的室（42 人）、相談室（12 人）、第4会議室（14 人）、第5会議室（12 人）、

第6～第8会議室（各 10 人）、茶室（10 人） 合計 690 人（ ）内は定員

イその他の施設：青少年の居場所「あゆみ」、子供室（託児室）

ウ貸出機器：拡声装置、ピアノ、映写機（スライド）オーバーヘッドプロジェクター、ビデオテープレコーダー、

DVDプレーヤー、プロジェクター、カセットデッキ、レコードプレーヤー、CDプレーヤー等

(3) 情報提供施設：情報コーナー

(4) 事務所等：財団法人千葉県青少年協会事務所、ちば県民共生センター事務室・会議室、

千葉県青少年団体連絡協議会事務所、日本ボーイスカウト千葉県連盟事務所、

(社)ガールスカウト日本連盟千葉県支部事務所、千葉県ユース・ホステル協会事務所、

千葉県子ども会育成連合会事務所、千葉県ウォーキング協会事務所、

(5) 駐車場：110 台

4 建築費

約 10 億 2 千万円

5 設置

昭和 56 年 1 1 月

※平成 4 年 4 月に「千葉県青少年婦人会館」から「千葉県青少年女性会館」へ名称変更

6 設置者

千葉県

7 関係規程

千葉県青少年女性会館設置管理条例（昭和 56 年千葉県条例第 25 号）、千葉県青少年女性会館管理規則（昭和 56 年規則第 73 号）による。

8 管理運営

千葉県が財団法人千葉県青少年協会へ委託（平成 18 年度から指定管理者）

9 利用状況

(1) 利用者数（平成 21 年度） 85,695 人

(2) 主な利用団体：(社)ガールスカウト日本連盟千葉県支部、日本ボーイスカウト千葉県連盟、

千葉県子ども会育成連合会、千葉大学（合唱団・吹奏楽団・管弦楽団他）等

10 利用時間等

(1) 利用時間 午前 9 時から午後 9 時

(2) 休館日 毎週月曜日（ただし、月曜日が祝祭日の場合は翌日）

年末年始（12月29日から1月3日まで）

(3) 利用料金 千葉県青少年女性会館設置管理条例（昭和 56 年条例第 25 号）による。